遺族年金等の支給額

厚生年金に加入している方が亡くなられた場合

提供:株式会社ベネフィットコモンズ

数値は平成21年度の改正に基づく。

H15年3月までの加入年数:7年として試算 H15年4月以降の加入年数:8年として試算

◆ 概略的に年金額を知るには、平均標準報酬月額30万円(平均標準報酬額40万円)の欄をご参照ください。

(単位:円)

								(単位:円)
平均標準 報酬月額	平均標準 報酬額	10-5-1-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2	遺族基礎年金		遺族厚生年金		受け取れる金額の合計	
H15年3月以前 の平均月収 賞与を含まない (注1)	H15年4月以降 の平均月収 賞与を含む (注1)	18歳未満 のお子様 の人数		子の加算	報酬比例 の年金額	中高齢の 加算額 (注2)	年金額	月額 換算値
20 万円	30 万円	4人	792100	607,600	370,900	0	1,770,600	147,550
20 万円	30 万円	3人	792100	531,700	370,900	0	1,694,700	141,225
20 万円	30 万円	2人	792100	455,800	370,900	0	1,618,800	134,900
20 万円	30 万円	1人	792100	227,900	370,900	0	1,390,900	115,908
20 万円	30 万円	0人(注2)	0	0	370,900	594,200	965,100	80,425
20 万円	30 万円	0人(注2)	0	0	370,900	0	370,900	30,908
25 万円	35 万円	4人	792100	607,600	446,000	0	1,845,700	153,808
25 万円	35 万円	3人	792100	531,700	446,000	0	1,769,800	147,483
25 万円	35 万円	2人	792100	455,800	446,000	0	1,693,900	141,158
25 万円	35 万円	1人	792100	227,900	446,000	0	1,466,000	122,167
25 万円	35 万円	0人(注2)	0	0	446,000	594,200	1,040,200	86,683
25 万円	35 万円	0人(注2)	0	0	446,000	0	446,000	37,167
30 万円	40 万円	4人	792100	607,600	521,100	0	1,920,800	160,067
30 万円	40 万円	3人	792100	531,700	521,100	0	1,844,900	153,742
30 万円	40 万円	2人	792100	455,800	521,100	0	1,769,000	147,417
30 万円	40 万円	1人	792100	227,900	521,100	0	1,541,100	128,425
30 万円	40 万円	0人(注2)	0	0	521,100	594,200	1,115,300	92,942
30 万円	40 万円	0人(注2)	0	0	521,100	0	521,100	43,425
35 万円	45 万円	4人	792100	607,600	596,300	0	1,996,000	166,333
35 万円	45 万円	3人	792100	531,700	596,300	0	1,920,100	160,008
35 万円	45 万円	2人	792100	455,800	596,300	0	1,844,200	153,683
35 万円	45 万円	1人	792100	227,900	596,300	0	1,616,300	134,692
35 万円	45 万円	0人(注2)	0	0	596,300	594,200	1,190,500	99,208
35 万円	45 万円	0人(注2)	0	0	596,300	0	596,300	49,692
40 万円	50 万円	4人	792100	607,600	671,400	0	2,071,100	172,592
40 万円	50 万円	3人	792100	531,700	671,400	0	1,995,200	166,267
40 万円	50 万円	2人	792100	455,800	671,400	0	1,919,300	159,942
40 万円	50 万円	1人	792100	227,900	671,400	0	1,691,400	140,950
40 万円	50 万円	0人(注2)	0	0	671,400	594,200	1,265,600	105,467
40 万円	50 万円	0人(注2)	0	0	671,400	0	671,400	55,950

(注1)標準報酬月額には残業手当、通勤手当等を含みます。

毎年の厚生年金保険料は、4月~6月の3ヶ月間の給与・手当等から算出した標準報酬月額が使われます。 H15年度以降は賞与にも厚生年金保険料が課せらているため、「平均標準報酬月額」から「平均標準報酬額」に変わっています。

- (注2) 中高齢の加算額は以下のいずれかに該当する方が40歳から65歳の間、受け取ることができます。
 - ◆ 夫がなくなったときに、40歳以上65歳未満で、生計を同じくしている子がいない妻
 - ◆ 40歳に達したとき遺族基礎年金を受けていた妻が、子が18歳に達し遺族基礎年金を受給できなくなったとき。